

## 令和8年度阿蘇くまもと空港国際線グループ旅行助成事業実施要項

### (趣旨)

第1条 阿蘇くまもと空港国際線振興協議会会長（以下「会長」という。）は、阿蘇くまもと空港国際線の振興を図るため、同空港発着の国際線を利用して海外へ旅行するグループ（以下「助成事業者」という。）に対し、予算の範囲内において助成を行うものとし、その実施についてはこの要項に定めるところによる。

### (助成の対象等)

第2条 助成事業者は、次のいずれの条件も満たすものとする。

(1) 阿蘇くまもと空港発着の国際線を往復利用すること。

ただし、予定便の欠航や気象条件等に伴い、他空港を利用した場合を除く。

(2) 助成事業者の構成員（以下「構成員」という。）が熊本県内又は宮崎県内の一部地域（五ヶ瀬町、椎葉村、高千穂町）に居住すること。

(3) グループ（取扱旅行会社を除く）の構成員数は以下のとおりとする。

①熊本～台南線、熊本～台中線、熊本～上海線を片道または往復利用する場合  
2人以上

②上記以外の場合  
3人以上

(4) 構成員が同一の航空便を往復利用すること。

(5) 構成員に添乗員を含まないこと。

2 助成金は、渡航及び宿泊に要する経費に充てなければならない。

3 助成金の額は、1人につき5,000円とする。

4 助成金は、令和8年4月1日～令和9年3月31日までの旅行分を対象とする。

### (助成金の交付申請)

第3条 助成を受けようとする助成事業者は、事業が終了したときは、終了した日から起算して21日以内に、専用フォームにおいて次の項に記載する必要書類の写真等を添付し、オンラインで申請しなければならない。

2 申請書には以下の資料を添付しなければならない。

・航空券の半券またはそれに相当するもの（搭乗証明書等）

・渡航者全員分の住所が分かる資料（運転免許証の写し等）又は取扱旅行社から発行された渡航者一覧表（渡航者全員分の住所が記載されたもの）

<申請者と口座名義人が異なる場合（法人口座で代表者名がない場合等も含む。）>

・委任状（参考様式）

3 申請は助成事業者の中から代表者1名が行うものとし、同一旅行行程の助成事業者間で重複した申請を行ってはならない。

### (助成金の交付決定及び額の確定・交付)

第4条 会長は、前条の助成金の申請を受けた場合において、その内容を審査の上、適正と認めるときは助成金を交付するものとする。この場合、申請者名義の口座への助成金

の振込みを行い、振込後、交付決定及び振込み完了通知を行うものとする。なお、不相当と認める場合には、その旨を申請者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第5条 会長は、助成金の交付を受けた助成事業者が次のいずれかに該当する場合には、助成の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した助成金の返還を求めることができる。

- (1) 偽りその他不正な手続きにより助成金の交付を受けたことが判明したとき。
- (2) 助成金を他の用途に転用し、又は交付の決定の内容及び条件、指示等に違反したとき。

(附 則)

この要項は、令和8年4月1日から施行する。

(附 則)

この要項は、令和8年7月1日から施行する。

(参考様式)

令和 年 月 日

阿蘇くまもと空港国際線振興協議会 会長 様

(住 所)

(代 表 者)

(電話番号)

印

## 委任状

阿蘇くまもと空港利用に係る助成金の請求に係る全ての権限を下記の者に委任します。

### 記

1 委任者

(代表者名)

2 受任者

(受任者名)

(受任者住所)

(電話番号)